

学生向けデジタルものづくりワークショップ企画実施業務 委託仕様書

1 業務名

学生向けデジタルものづくりワークショップ企画実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から、令和6年3月31日とする。

3 業務目的

ここ数十年の間、少子化及び若年層における地方から首都圏等への人口流出が継続している。そうした状況のもとで、地域の活力を維持・向上していくためには、地方公共団体や大学、事業者等が連携して、地域産業の特性等を踏まえつつ各大学が強みを有する学問領域や研究分野において取り組みを強化するとともに、グローバルに競争力を有する拠点を構築すること、並びに地域において働きがいのある魅力的な産業を創出し、若者の地域定着を図ることが重要となっている。

一方、社会のあらゆる領域において、デジタル技術を活用した製品・サービス・システムが次々に誕生し、企画・研究・開発・生産・流通等、企業の活動プロセス全般にわたってデジタル技術の適用が急速に進展する中、地域の中核産業であるものづくり産業が今後もグローバルな競争力を確保し、成長・発展していくためには、デジタル技術への対応が喫緊の課題となっている。

こうした認識のもと、県では、地域の産学金官の連携により「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業プログラム」を策定した。本プログラムでは、研究・開発・生産・消費／サービスといった、ものづくりのバリューチェーン全体のデジタル化によるものづくり産業の競争力強化・魅力向上の実現を目指し、「デジタルイノベーションを担う人づくり」と「産学の創発的研究開発」に地域一丸となって取り組んでいる。

また、若年層の人口流出を防ぐ上では、こうした地域産業の魅力向上に係る取組に加え、高校・大学卒業時に女性を地域に引き留める、あるいは地域に引き込むことが特に重要とされている。

よって、本業務では、広島県内の女子中高生を対象に、広島地域及び地元ものづくり企業の魅力発信・課題解決に資するアイデアを着想し、デジタル技術を活用して解決策を提案する体験を提供することにより、ものづくり分野でデジタルを活用して新しい取組を推進している地元企業への関心を高め、理工系分野への進学・就職を促していく。

4 業務内容

(1) 概要

ア 女子中高生を対象に、初歩的なプログラミング技術の習得とあわせて、課題のテーマ設定等を工夫することにより、広島地域や地元ものづくり企業等について学び、その魅力や特徴を捉え、それらの情報を発信したり、解決案を提案できるようなワークショップを実施する。

イ アのワークショップ参加者を対象に、デジタルものづくりやそれに取組む地元企業

への関心、及び理工系分野への進学・就職意向の変化等、本事業の効果検証を行う。

(2) 要件

- ア ワークショップの参加対象者は、広島県内の学校に在籍している女子中学生及び女子高校生とすること。(高等専門学校に在籍している者を含む。)
- イ 参加者は40名程度とすること。
- ウ アのカリキュラムは24時間程度とすること。
- エ ワークショップはリアル開催することとし、会場は広島市内で参加者同士の間隔を十分確保することができ、かつ、参加者の交通の利便性に配慮した場所とすること。
- オ 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」を紹介する時間を設けること。

(3) その他

- ア ワークショップの開催時期については事前に広島県と協議して決定すること。
- イ ワークショップの実施に必要な機材等及び通信環境については、受託者が準備すること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、開催を中止する場合がある。その場合の委託料の支払いは、それまでの費用支払い実績に応じ県と協議の上、金額を決定することとする。

【企画提案に当たっての留意点】

企画提案書には次の内容について明記するとともに、できるだけ定量的な見通しを記載すること。

- 本業務において核となるテーマ及び提案者が本業務の実施を通じて果たそうとしている役割
- ワークショップの具体的内容、事業の周知及び参加受付の方法、広島県との役割分担
- 女子中高生の参加意欲を喚起するとともに、初歩的なプログラミング技術を確実に習得できる効果的な研修プログラムとするための工夫、ものづくり分野でデジタルを活用して新しい取組を推進している地元企業への興味や関心を誘発し、理工系分野への進学・就職意向を喚起するような仕掛け
- (1) イに掲げる効果検証の手法及び効率的かつ効果的に検証を行うための工夫
- 本業務実施能力・体制(実施及び責任体制、配置者の経験や実績・資格等、同種・類似の業務実績、本事業を受託するに当たっての強みなど)
- 業務終了後の継続性や発展性

5 委託料上限額

金8,270,000円(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 業務実施状況の報告

受託者は、広島県の求めがあった場合は、速やかに業務実施状況を報告すること。

7 納品物及び納期

(1) 納品物

受託者は、ワークショップの実施概要及び効果検証の結果を取りまとめた報告書を提出すること。ただし、提出する文書は電子データとし、電子データでの提出により難しい場合は、予め広島県に報告し、その指示に従うこと。

(2) 納期

令和6年3月31日とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできない。

なお、委託業務終了後においても同様とする。

(2) 立入検査等

広島県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 その他

業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項、情報セキュリティに関する特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、広島県と受託者とで協議して業務を行うものとする。

また、受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。